

書面会議 委員からのご意見と県回答

資料番号	ご意見	県回答
資料1	本年も、立入検査の日程、事業者等について、連絡・調整の程よろしく願いいたします。特に実施事業については、毎年、県を通じて立入検査実施事業者に対して県警察の『調査票』の依頼(メールにて送付)を行っておりますので、例年同様、よろしく願いいたします。	特定事業所を対象とした立入検査の実施にあたっては、例年同様、関係行政機関と調整いたします。
参考資料2-2-2	⑦磯子水上出張所を削除	ご指摘のとおり、修正します。
参考資料2-4	【防災計画 修正素案】 64ページ 第5編 災害応急対策計画 第4章 第2節 5 (1) イ (ア) ○消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク(12,000ℓ)5基(入船、大黒町、西、磯子、ヘリポート)から計60,000ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。 を ○消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク(12,000ℓ)3基(大黒町、磯子、ヘリポート)から計33,900ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。 に修正	ご指摘のとおり、修正します。
参考資料2-1-4(42頁)	下から4行目以降の防油堤等についての対策は削除する必要はないと考えます。 (なお、防油堤等の「等」は不要では。)	修正案において、「3 地震・津波対策(1)強振動対策ア危険物施設」の4行目に記載し直しました。また、防油堤等には「流出油等防止堤」も含めています。
参考資料2-1-4(43頁)	長周期地震動対策(危険物タンクのスロッシング対策)について、内部浮き蓋式屋外タンクの浮き蓋については基準適合が完了しています。前ページにある特定屋外タンクと状況としては同様ですので、浮き屋根も浮き蓋も同様の表現に修正していただきたいと考えます。	ご指摘とおり、改修による基準適合が明確に読み取れる表現とします。
参考資料2-1-4(42頁)	朱書き部分の準特定屋外タンク貯蔵所の新基準施行が平成11年1月施行となっていますが、正しくは平成11年4月施行ですので、訂正願います。	ご指摘のとおり、修正します。